

幸区計画策定推進本部会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市総合計画における幸区の区計画（以下「区計画という。」）の策定及び区計画に基づく施策の推進のため、幸区計画策定推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(構成等)

第2条 本部会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 副本部長は、副区長をもって充てる。

4 本部長は会務を総理する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係職員を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 区計画の策定に関すること。

(2) 区計画に係る施策の推進に関すること。

(3) その他本部長が特に必要と認める事項

(会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

(幹事会)

第5条 本部会議に、第3条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会の座長は副区長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて座長が招集し、主宰する。

(部会)

第6条 本部会議は、幹事会の下に関係職員で構成する部会及び部会長を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部会議、幹事会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日副区長専決31川幸企第2号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

補 職 名
区長 副区長 まちづくり推進部担当部長 区民サービス部長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長 道路公園センター所長 まちづくり推進部総務課長 まちづくり推進部企画課長

別表 2（第 5 条関係）

補 職 名
副区長 担当課長（危機管理担当） 担当課長〔危機管理〕 まちづくり推進部総務課長 まちづくり推進部企画課長 まちづくり推進部地域振興課長 まちづくり推進部生涯学習支援課長 まちづくり推進部生涯学習支援課担当課長（日吉地区担当） 区民サービス部区民課長 区民サービス部保険年金課長 区民サービス部保険年金課担当課長（収納） 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域ケア推進課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 高齢・障害課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保護課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 衛生課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 担当課長（保育所等・地域連携担当） 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 担当課長（学校・地域連携担当） 道路公園センター担当課長〔管理〕 道路公園センター担当課長〔協働・利活用推進〕 道路公園センター担当課長〔整備〕